

奈良県廃棄物処理計画 事業進捗概要



奈良県エコキャラクター
な~らちゃん

令和4年2月
奈良県廃棄物対策課

【趣旨】

この事業進捗概要は、奈良県廃棄物処理計画（計画期間：平成 30 年度～令和 4 年度）の計画体系に沿って、主な個別事業の進捗状況等を取りまとめたものであり、市町村及び県関係課等と情報を共有し、計画に掲げている施策・事業の推進及び進捗管理に活用することを目的に作成したものである。

目 次

【施策の方向】	1
【指標評価（現況・目標値）】	1
【主な事業の進捗概要】	2
1. 廃棄物の排出抑制の促進	2
1-1 「ごみゼロ生活」の推進	
1-2 食品ロス削減への対応	
1-3 技術・研究開発の促進（排出抑制・減量化）	
1-4 事業者の自主的取組の促進	
1-5 ごみの排出抑制のための経済的手法の導入促進	
2. 廃棄物の循環的利用の促進	4
2-1 各種リユース（再使用）・リサイクル（再利用）の促進	
2-2 廃棄物系バイオマスの有効利用の促進	
2-3 技術・研究開発の促進（再生利用）	
3. 廃棄物の適正処理の推進	7
3-1 排出事業者責任の徹底	
3-2 優良処理業者の育成	
3-3 産業廃棄物処理施設周辺の環境保全	
3-4 有害廃棄物の適正処理の推進	
3-5 ごみ処理施設の安定的確保	
4. 廃棄物の不法投棄・不適正処理の撲滅	10
4-1 県民総監視ネットワークの推進	
4-2 プラスチックごみの削減	
4-3 使用済家電等の不適正処理対策の推進	
4-4 不法投棄の撲滅に向けた啓発の推進	
5. 災害廃棄物処理対策の推進	13
6. 県・市町村の連携・協働（奈良モデル）による施策推進	14
6-1 ごみ処理広域化の促進	
6-2 災害廃棄物処理対策の推進	
6-3 廃棄物の減量化・再生利用の促進	
6-4 不法投棄・使用済家電等対策の強化	

【施策の方向】

「ものを大切に」意識をさらに醸成しながら、廃棄物対策の取組を通して、天然資源の消費が抑制され、環境への負荷が低減される循環型社会の構築を目指します。また、ごみを減らすことは、地域の生活環境だけでなく、景観や地球温暖化対策、生物多様性の保全など様々な環境課題に貢献できるものであり、「きれいに暮らす奈良県スタイル」構築のベースとなることから、県民一人ひとりが日々の暮らしの中で、資源やエネルギーを大切に「環境に配慮したライフスタイル」の促進を図ります。

重点的な取組として、県と市町村が連携して推進してきた奈良モデルによる「ごみ処理の広域化」のほか、食品ロス削減への対応やプラスチックごみの削減を図ります。

【指標評価(現況・目標値)】

指標設定の趣旨	指標項目		現況値							目標値 R4	小施策
			H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1		
ごみの減量化を評価する指標として活用	ごみの排出量	一人1日あたりのごみの排出量(一廃)	918 g/人・日	947 g/人・日	926 g/人・日	905 g/人・日	909 g/人・日	898 g/人・日	905g/人・日	865 g/人・日	廃棄物の排出抑制の促進
		産業廃棄物排出量	1,539 千 t (H22)	—	1,474 千 t	—	—	—	—	1,430 千 t	
	リサイクル率	一般廃棄物	13.1%	15.6%	15.5%	15.2%	16.3%	16.3%	16.2%	23.0%	廃棄物の循環的利用の促進
		産業廃棄物	48.3% (H22)	—	42.1%	—	—	—	—	42.1%	

※この目標値は、令和4(2022)年度に策定する県廃棄物処理計画により見直す予定です。

人口推移

単位:人

	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1
全国人口	128,393,895	128,181,493	128,038,523	127,924,238	127,718,374	127,438,270	127,156,017
前年度比減少数 全国		▲ 212,402	▲ 142,970	▲ 114,285	▲ 205,864	▲ 280,104	▲ 282,253
奈良県人口	1,404,418	1,396,355	1,388,771	1,381,251	1,372,314	1,363,288	1,354,624
前年度比減少数 奈良県		▲ 8,063	▲ 7,584	▲ 7,520	▲ 8,937	▲ 9,026	▲ 8,664

【主な事業の進捗概要】

1. 廃棄物の排出抑制の促進

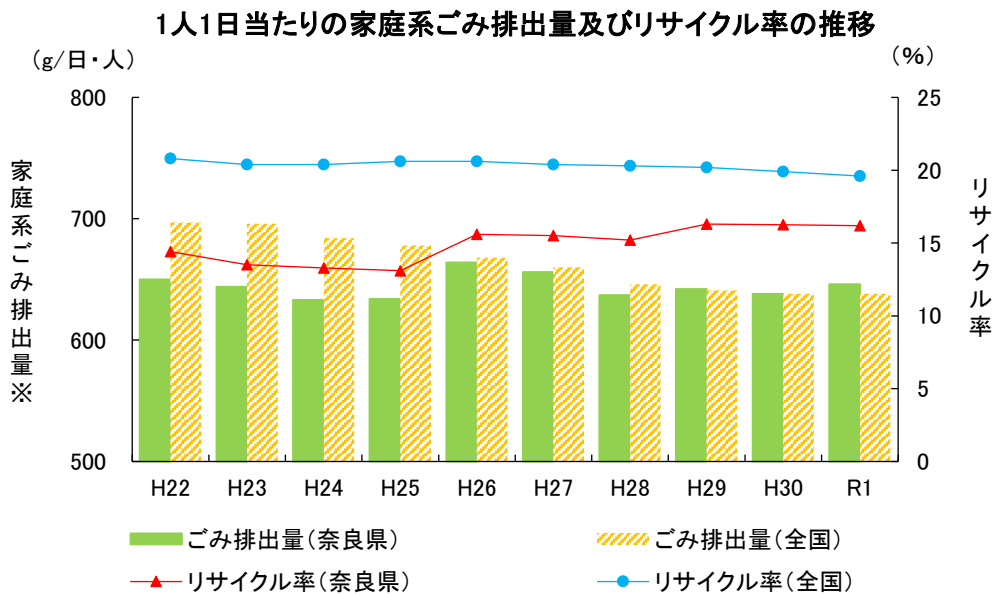
1-1 「ごみゼロ生活」の推進

(1)環境にやさしい買物キャンペーン（環境政策課）

奈良県環境県民フォーラム（令和2年度末現在：構成31団体）が、県内各地域の環境団体と連携して、平成17年度から毎年、3R推進月間（10月）に大型店舗等で「レジ袋削減キャンペーン」を実施。

(2)市町村の取組事例(令和2年度)（廃棄物対策課）

- 資源ごみの集団回収を自主的に行う団体への助成金交付（26市町村）
- 生ごみ処理容器設置費の補助（24市町村）
- 生ごみの堆肥化（7市町）
- 廃食用油の回収による石炭・バイオ燃料化等（19市町村）
- 剪定枝・草木等の堆肥化（7市町）
- 剪定枝・草木等の薪・チップ・ペレット化等（4市町）



※事業系一般廃棄物を除く

1-2 食品ロス削減への対応

(1)消費者、事業者等への啓発及び未利用食品の活用推進（豊かな食と農の振興課）

食品ロス削減月間（10月）において奈良県食品ロス削減推進フォーラムの開催や、食品ロス削減啓発リーフレット・エコバッグの作成、企業と連携し店舗でのPOP掲示による食品ロス削減について啓発を実施。

令和2年度からフードバンク活動団体へ未利用食品の集配送等に係る経費を支援（県補助）。

また、「食品ロスの削減の推進に関する法律」及び「食品ロスの削減の推進に関する基本方針」に基づき、奈良県食品ロス削減推進計画を策定（令和3年4月施行）し、さらなる食品ロス削減に向けた取組を促進する。



食品ロス削減啓発リーフレット



食品ロス削減啓発POP

1-3 技術・研究開発の促進(排出抑制・減量化)

(1) 公設試験研究機関による研究開発の促進 (産業振興総合センター)

内容	事業期間
無潤滑加工を目指した切削工具用 DLC 膜の開発	H18~H19
生分解性プラスチックの耐久性及び成型加工性向上に関する研究	H19~H20
金属材料を減量化するための薄板の超音波加振成形技術の開発	H25~H26

1-4 事業者の自主的取組の促進

(1) 多量排出事業者による減量化計画策定・実施の促進 (廃棄物対策課) ※産業廃棄物税事業

事業活動に伴い多量の産業廃棄物を排出する事業者※に、産業廃棄物処理計画及び実施状況を県に報告することを求め、これらを公表することにより、廃棄物の排出抑制等の自主的な取組を促進。

令和2年度： 計画書提出396社 実施状況報告書提出386社

(※ 500トン/年以上の排出事業者、資本金4,000万円以上の建設業者、許可病床数150床以上の事業者)

(2) 環境カウンセラーの派遣 (廃棄物対策課) ※産業廃棄物税事業

産業廃棄物の排出抑制等に取り組む事業者に環境カウンセラー(環境省登録)を派遣・支援。平成16年度から令和2年度末までに県内109事業者に派遣。

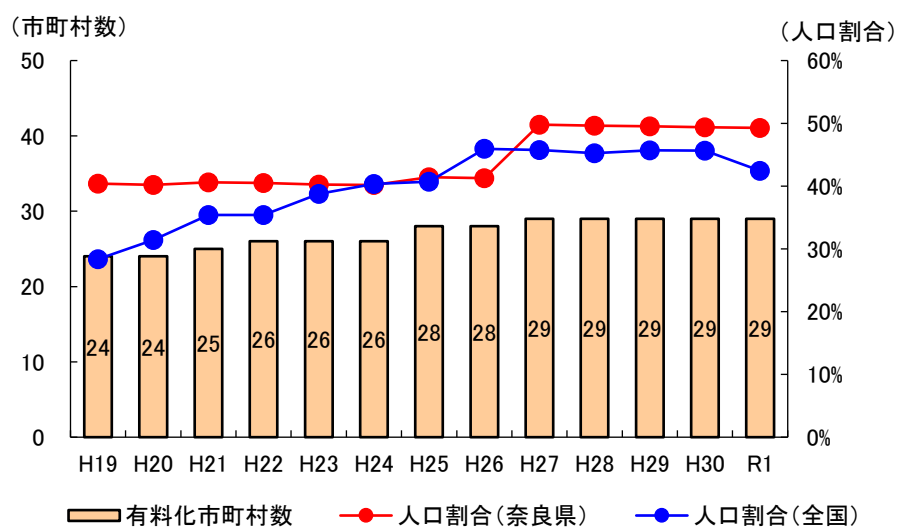
(3) 県庁舎における環境マネジメントシステムの推進 (環境政策課)

平成26年度から、ISO14001認証に替えて、県独自の環境マネジメントシステムを導入し、庁内の事業・オフィス活動の管理(奈良県庁ストップ温暖化実行計画(第4次 H28~R2)の進捗管理、法的要求事項の遵守等)及び環境施策の進捗管理を実施。

奈良県庁ストップ温暖化実行計画による廃棄物の発生量については、令和元年度で平成25年度と比較して8.5%減(対前年度比5.1%減)。

1-5 ごみの排出抑制のための経済的手法の導入促進

(1) ごみ処理有料化の促進 (廃棄物対策課)



2. 廃棄物の循環的利用の促進

2-1 各種リユース(再使用)・リサイクル(再生利用)の促進

(1) 県と市町村の連携・協働(奈良モデル)による廃棄物の減量化・再生利用の推進 (廃棄物対策課)

※産業廃棄物税事業

平成 25 年度からスタートした循環型社会推進「奈良モデル・プロジェクト」の一つとして、市町村と連携して重点的に推進。県・市町村担当課長会議や担当者ワーキング等により現状や課題等を整理しながら、平成 27 年度から、3R (リデュース・リユース・リサイクル) の個別具体的な事業推進を図るため、市町村職員を対象に専門研修を実施。

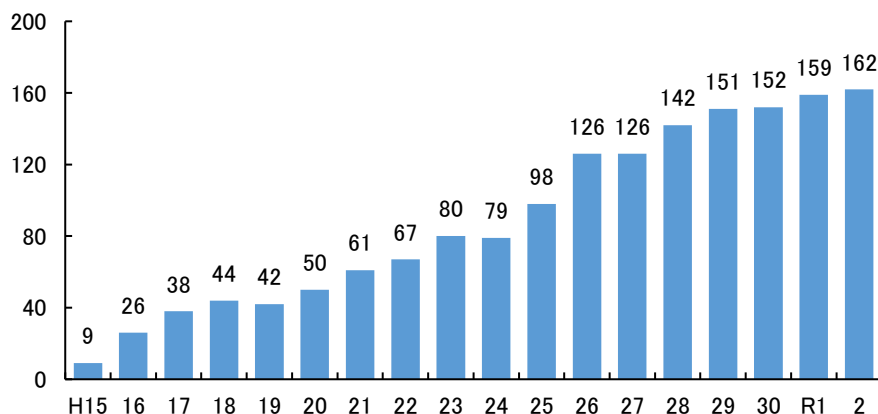
(2) 使用済小型家電リサイクルの促進 (廃棄物対策課)

使用済小型家電リサイクルを促進するための国の実証事業 (H25~27) の成果等を活用して、28 市町村 (11 市 12 町 5 村) が使用済小型家電の分別回収を実施。

(3) 奈良県リサイクル認定製品の普及拡大 (廃棄物対策課) ※産業廃棄物税事業

リサイクル製品の普及、リサイクル産業の育成を促進するため、県によるリサイクル製品の認定制度を平成 15 年度からスタートさせ、令和元年度末で、162 品目 (土木資材等 135、木製品等 9、肥料等 5、その他 13) を認定。

奈良県リサイクル認定製品数



リーフレット(令和2年度)

2-2 廃棄物系バイオマスの有効利用の促進

(1) 県・市町村等の処理施設における取組(例) (廃棄物対策課等)

- 燃えるごみの炭化処理による燃料(助燃剤)化(広陵町)
- ごみ焼却施設の熱回収による発電(大和郡山市、橿原市、桜井市、やまと広域環境衛生事務組合)
- ごみ焼却施設の熱回収による温水利用(温水プール)(大和郡山市)
- ごみ焼却施設の熱回収による温水利用(施設内給湯)(奈良市、大和高田市、香芝王寺環境施設組合 他)
- し尿・浄化槽汚泥の処理過程で発生するメタンガス利用(ボイラー燃料)(奈良市)
- し尿・浄化槽汚泥の処理過程で発生するメタンガス利用(発電・ボイラー燃料)(生駒市)
- 下水処理過程で発生するメタンガス利用(汚泥焼却炉等の燃料)(県浄化センター)
- 下水汚泥をセメント原材料として再資源化(県第二浄化センター)

(2)畜産堆肥の生産・流通促進（畜産課）

畜産環境アドバイザー（23名）、堆肥コーディネーター（7名）を養成し、畜産農家を対象に、家畜排せつ物の適正管理、良質な堆肥生産技術、流通促進を指導。平成27年度は、特殊肥料届出の指導及び堆肥生産情報のリニューアルを行い、堆肥製造者と利用希望者とのマッチングを推進。平成28年度は耕畜連携強化に向け現状把握のため畜産農家にヒアリング調査を実施。平成29年度には、畜産・耕種農家の関係団体及び県関係機関からなる「奈良県耕畜連携クラスター協議会」を設立し、良質堆肥の生産・適正施用を指導する体制を整備するため、堆肥・土壌分析装置を導入。現在、現地調査による堆肥の効果検証、堆肥散布作業の省力化、各種講習会で堆肥利用のPRなどに取り組み、耕畜のマッチングを推進し堆肥利用を促進。

(3)エコフィード(食品残渣)の利用促進（畜産課）

飼料自給率の向上及び食品廃棄物の有効利用を図るため、平成26年度は、先進事例の調査やエコフィードの普及に向けた技術研究（適正水分量、乾燥等による成分変化、原料の配合割合等）を実施。平成29年度からは、エコフィードの利用促進対策を検討するため、県内畜産農家に対し実態調査を実施。

(4)稲わらの有効活用による資源循環型畜産の推進（畜産課） ※産業廃棄物税事業

稲わらを家畜飼料として有効活用するとともに、畜産堆肥（家畜排せつ物）の利用促進を図るため、平成27年度からの3ヶ年において、稲わら収集及び堆肥散布を実施する作業受託組織（コントラクター）の立ち上げや、その活動を強化させるために必要となる機械の導入や施設の整備を支援（県補助）。以降、稲わら収集が円滑に行われるように、指導・支援。

2-3 技術・研究開発の促進(再生利用)

(1)排出事業者の研究開発、設備導入への支援（廃棄物対策課） ※産業廃棄物税事業

県内の事業者が行う産業廃棄物の排出抑制、再生利用、適正処理の研究開発及び設備導入に係る経費の一部を補助（研究開発は平成17年度、設備導入は平成22年度から）。研究開発では、令和2年度までに県内23企業に支援し、設備導入では、令和2年度までに13企業に支援。（県補助）

(2) 公設試験研究機関等による研究開発の促進

内容	事業期間	所属
県浄水場より発生する汚泥を原材料とした水処理剤の開発	H24	景観・環境 総合センター
廃ガラスから多孔体浄化機能剤の開発	H18	薬事研究センター
吉野葛のでんぷん製造工程より廃棄される葛の根を用いた繊維の開発	H18～H19	産業振興 総合センター
こんにやく飛粉を用いたグルコマンナン繊維の開発	H18～H19	
セルロース系バイオマスを用いたバイオリファイナリー技術の開発	H20～H22	
循環型社会形成に向けた高機能プラスチックの開発	H23～H25	
廃棄果実、古紙からエタノールやオリゴ糖を生産する技術の開発	H24～H26	
容器リサイクル再生樹脂の高度利用について	H26～H29	
廃棄セラミックスの利活用に関する研究	H17	
農産加工廃棄物を活用した県内循環型リサイクルシステムの構築支援	H18	
浄水沈泥(加圧脱水ケーキ)の水稲育苗用の利用技術に関する研究	H18～H21	
食品加工廃棄物を利用した有機質肥料の開発	H19	
樹皮のイチゴ高設栽培培地としての活用技術の開発と現地実証	H20～H21	
食品廃棄物由来の肥料を用いたリサイクル型野菜栽培技術の確立、実用化	H22～H23	
成分調整ペレット堆肥製造システムの開発と茶栽培への利用促進	H22～H23	
成分調整ペレット堆肥製造時の窒素、水分等成分リアルタイム推定技術の実用化	H24～H25	
食品加工廃棄物利用による耕作放棄地の早期再生技術の開発	H25	
食品残渣の家畜飼料化の実証展示	H24～H25	畜産技術センター
河川敷における刈草を活用した飼料自給率向上事業	H26～H27	
製材工場等から排出される樹皮からのセラミック炭の開発	H18	森林技術センター
解体木材の木質バイオマスとしての再利用技術開発	H19	
耐久性を付与したチップの製品開発	H20～H21	
竹材を主成分とするバイオマスプラスチックの開発	H22～H24	
林地残材を利用するための基礎的研究	H25	

3. 廃棄物の適正処理の推進

3-1 排出事業者責任の徹底

(1) 建物解体工事等の適正実施の指導・啓発等の強化(分別解体、アスベスト処理、再資源化等)

(技術管理課、環境政策課、廃棄物対策課) ※産業廃棄物税事業

建設リサイクル法に基づく解体工事の届出(延床面積 80 m²以上)のあった全ての工事箇所(約 1,500 件/年)について、分別解体及び廃棄物の再資源化・適正処理を確保するため、平成 26 年度から、関係法令を所管する県土マネジメント部と景観・環境局が役割分担と連携スキームを明確にして共管による監視パトロールを実施。

(2) 産業廃棄物管理責任者研修の実施 (廃棄物対策課) ※産業廃棄物税事業

県内の産業廃棄物排出事業者を対象に、平成 16 年度から、廃棄物の適正処理を確保するための専門研修を実施。令和 2 年度の受講者は 64 名。(令和 2 年度までの受講者: 2,101 名)

平成 22 年度からは、県内の建設業者を対象に、建設系産業廃棄物の適正処理を確保するための専門研修を実施。(※平成 29 年度より、排出事業者対象の研修と一本化)

(3) 建設系廃棄物の適正処理に関する研修等の実施

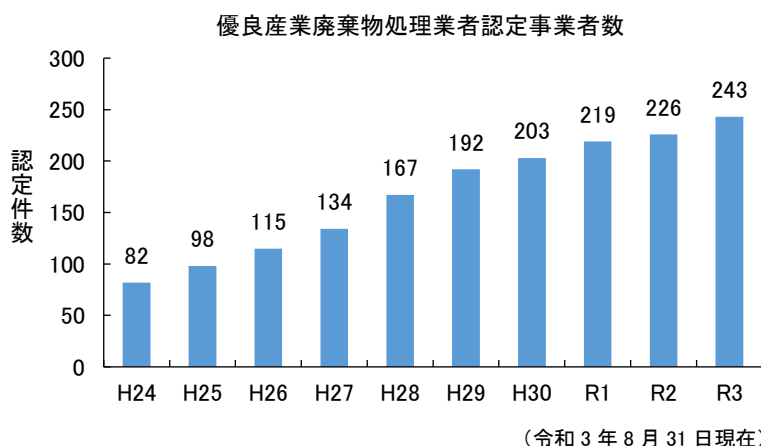
(技術管理課、連携:環境政策課・廃棄物対策課) ※産業廃棄物税事業

平成 20 年度から、建物解体工事の分別解体や建設工事で発生する廃棄物の再資源化、適正処理を確保するため、関係団体((一社)奈良県建設業協会、(一社)奈良県解体工事業協会)と連携して、講習会を開催(年 2 回)。令和 2 年度の受講者数は 95 名。

3-2 優良処理業者の育成

(1) 優良産業廃棄物処理業者認定制度の普及促進 (廃棄物対策課)

平成 23 年度から、優良産業廃棄物処理業者認定制度により、通常の許可基準よりも厳しい基準をクリアした産業廃棄物処理業者を優良業者として認定。



(2) 優良産業廃棄物処理業者育成研修の実施 (廃棄物対策課) ※産業廃棄物税事業

県内の産業廃棄物処理業者を対象に、法制度や技術的観点から専門研修を実施。令和 2 年度の受講者は 38 名。(令和 2 年度までの受講者: 1,690 名)

3-3 産業廃棄物処理施設周辺の環境保全

(1) 市町村が実施する地域環境対策への支援（廃棄物対策課） ※産業廃棄物税事業

市町村が実施する産業廃棄物最終処分場周辺の環境調査や不法投棄防止対策等の支援（県補助）。

【令和2年度 実施市町村】

- 最終処分場周辺環境調査（水質、臭気）3 市町
- 最終処分場周辺環境整備（道路補修等）4 市
- 不法投棄防止対策（看板、監視カメラ等）9 市町村
- 環境学習等地域活動支援（環境イベント等）2 市

(2) 監視パトロールの実施（環境政策課、廃棄物対策課、景観・自然環境課） ※産業廃棄物税事業

県景観・環境総合センター職員が産業廃棄物処理施設等の監視パトロールを平日・毎日実施するとともに、土日祝日・早朝夜間の監視パトロールを民間業者に委託して実施。

(3) 一般社団法人奈良県産業廃棄物協会による指導啓発（廃棄物対策課） ※産業廃棄物税事業

一般社団法人奈良県産業廃棄物協会が産業廃棄物処理業者に対して、法制等の周知・指導、及び施設への立入指導（約 20 業者/年）を実施（県補助）。

3-4 有害廃棄物の適正処理の推進

(1) PCB廃棄物等の掘り起こし調査及び計画的処理の推進（廃棄物対策課） ※産業廃棄物税事業

PCB 汚染廃電気機器（変圧器、コンデンサー等）は、PCB 特別措置法に基づき国が定めた※処理期限までに適正処分することとなっている。県は、ホームページやリーフレット等による周知を図るとともに、期限内の適正処理を促進するため、平成 26 年度から関係事業所に対する調査を実施している。県に届出のあった PCB 汚染廃電気機器について、立入調査及び JESCO 等関係機関との調整を行い、平成 30 年度末現在、変圧器は約 100%（108 台）が、コンデンサーは約 97%（2,225 台）が適正処分されている。

平成 30 年度には、高濃度 PCB 廃棄物アンケート送付により、安定器を対象とした掘り起こし調査を実施した。

※処分期限 高濃度 PCB 廃棄物（変圧器、コンデンサー、安定器、汚染物等）：令和 3 年 3 月 31 日

低濃度 PCB 廃棄物：令和 9 年 3 月 31 日

(2) 微量PCB汚染廃電気機器の適正処理の促進（廃棄物対策課）

絶縁油の再生過程や機器のメンテナンス時に微量の PCB が混入した疑いのある「微量 PCB 汚染廃電気機器等」は、機器の廃棄時等に分析検査を行い、PCB が 0.5mg/kg を超えて検出されれば、届出のうえ適正に処分又は保管するように指導している。平成 21 年度から平成 23 年度の 3 力年で、この分析検査費用を補助（補助台数 562 台のうち 141 台が PCB 廃棄物であることが判明）。平成 24 年度以降も、微量 PCB 汚染の疑いのある廃電気機器については、事業者等に分析検査（自己負担）の実施を促し、適正保管・処理を指導している。

3-5 ごみ処理施設の安定的確保

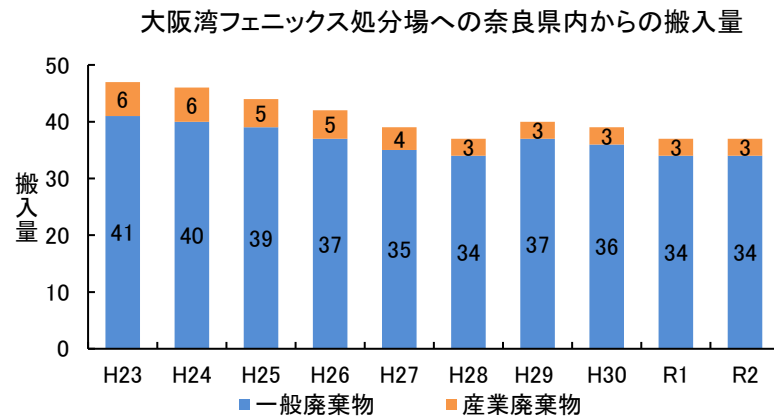
(1)最終埋立処分場（廃棄物対策課）

		埋立容量 (能力)	埋立済量	残存容量
一般廃棄物処理施設 (※民間除く)	奈良県 (R元年度末)	210 万 ³ m	139 万 ³ m (66%)	71 万 ³ m (34%)
	全国 (R元年度末)	475 百万 ³ m	375 百万 ³ m (79%)	100 百万 ³ m (21%)
産業廃棄物処理施設	奈良県 (R元年度末)	264 万 ³ m	191 万 ³ m (72%)	73 万 ³ m (28%)
	全国 (H30年度末)	786 百万 ³ m	627 百万 ³ m (80%)	159 百万 ³ m (20%)

※奈良県の年間埋立容量(※覆土含む)：一廃(R元年度):15 千³m/年、産廃(R元年度):100 千³m/年

(2)大阪湾フェニックス計画の推進（廃棄物対策課）

公的関与の広域処理事業である大阪湾フェニックス計画は、平成 29 年度に基本計画を変更し、埋立期間が令和 9 年度から令和 14 年度に延長された。



大阪湾フェニックスセンター
(大阪沖埋立処分場)

(3)市町村等による処理施設の計画的整備(ごみ焼却施設、し尿処理施設)（廃棄物対策課）

		建替(新設含む)	大規模修繕
ごみ焼却施設	計画	山辺・県北西部広域環境衛生組合(H28.4~) さくら広域環境衛生組合(H28.4~)	生駒市(R2.4~)
	着工	香芝・王寺環境施設組合(R2.11~)	—
	竣工	葛城市(H29.3) やまと広域環境衛生事務組合(H29.6)	大和郡山市(H30.3)
し尿処理施設	計画	—	奈良市(R2.4~) 宇陀衛生一部事務組合(R2.4~)
	着工	—	—
	竣工	—	大和郡山市(H29.3)

令和3年3月末現在

4. 廃棄物の不法投棄・不適正処理の撲滅

4-1 県民総監視ネットワークの推進

(1) 地域環境保全推進員による活動促進（廃棄物対策課）

廃棄物の不法投棄等を防止するための「地域の見張り番」として、各市町村に、地域環境保全推進員を委嘱（知事委嘱）。令和3年度は87名。主な活動は、廃棄物の不法投棄等に関する情報収集・報告、地域での巡回監視など。

【地域環境保全推進員から県への通報件数】

年度	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2
件数	53	73	95	94	88	61	78	88

(2) 「不法投棄見張り番」協力団体等との連携（廃棄物対策課）

県内の民間団体及びその会員事業所等に「不法投棄見張り番」として協力を得るため、県は、平成20年度に10団体と「廃棄物の不法投棄等の情報提供に関する協定書」を締結。

※10団体：(一社)奈良県産業廃棄物協会、奈良県一般廃棄物事業協同組合、(一社)奈良県建設業協会、(一社)奈良県解体工事業協会、(公社)奈良県トラック協会、(一社)奈良県タクシー協会、奈良県農業協同組合、奈良県森林組合連合会、(一社)奈良県銀行協会、(公社)日本新聞販売協会奈良県支部

(3) 不法投棄ホットラインの運営（廃棄物対策課）

不法投棄や野外焼却等の情報提供を県民から得やすくするため、平成20年度から、フリーアクセスの不法投棄ホットライン（0120-999-381「こちら きゅうきゅうさんばい」）を県景観・環境総合センターに設置・運営。

【不法投棄ホットラインの通報件数】

年度	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2
件数	105	99	88	128	149	197	117	150

【不法投棄・不法焼却の発生件数】

年度	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2
不法投棄	8	19	26	16	18	42	80	50
不法焼却	40	20	28	23	18	45	31	47

※県景観・環境総合センター、奈良市廃棄物対策課による認知件数（産業廃棄物）

(4) 警察との連携によるスカイパトロール、路上調査の実施（廃棄物対策課） ※産業廃棄物税事業

産業廃棄物等の不適正処理や不法投棄、野焼き等を監視するため、県警ヘリコプターによる上空からのパトロールを実施（年12回）。また、産業廃棄物の適正処理を促進するため、収集運搬車両を対象とした路上調査を大阪府と合同実施。



奈良県警察ヘリコプター「あすか」

4-2 プラスチックごみの削減

(1) 県内の河川から海にプラスチックごみを流さない取組の強化（廃棄物対策課）

プラスチックごみ発生抑制及び河川へ流出抑制の意識啓発のため、令和2年度には、葛城川においてプラスチックごみの組成調査を実施し、啓発パンフレットを作成。また、プラスチックごみ対策セミナーin奈良を開催。



啓発パンフレット

4-3 使用済家電等の不適正処理対策の推進

(1) 奈良県使用済家電等対策連絡会による対策推進 (廃棄物対策課) ※産業廃棄物税事業

廃棄物の不法投棄や使用済家電等の不適正処理に係る対策の検討・強化を図るため、平成 24 年 7 月に県と全市町村参加による「奈良県使用済家電等対策連絡会」を設置。平成 25 年度は、立入検査マニュアルを作成・共有し、11 月には、全国で初めての試みとして、国、県、市町村（10 市町）の合同チームによる県内一斉の立入指導（16 事業所）を実施。次年度以降も、毎年度、この立入指導を実施しており、指導対象となる事業所は減少してきている。

立入指導事業所: 令和2年度 7 箇所 令和元年度 7 箇所 平成30年度 16 箇所 平成29年度 8 箇所
平成28年度 8 箇所 平成27年度 16 箇所 平成26年度 17 箇所

【使用済家電製品の不法投棄の発生台数(県内)】

年度	H15	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1
エアコン	173	173	139	55	46	13	18	11	9	8	9	4	5	5	8	12	9
テレビ	917	879	729	602	479	387	487	599	750	718	408	395	391	268	248	244	207
冷蔵庫・冷凍庫	377	333	202	235	189	184	191	133	123	232	168	156	139	132	128	137	125
洗濯機・乾燥機	256	254	168	179	112	68	87	68	32	44	38	31	33	53	70	109	57
計	1,723	1,639	1,238	1,071	826	652	783	811	914	1,002	623	586	568	458	454	502	398

出典) 環境省「廃家電の不法投棄等の状況について」

4-4 不法投棄等の撲滅に向けた啓発の推進

(1) 「不法投棄ゼロ作戦」推進キャンペーン (環境政策課) ※産業廃棄物税事業

【令和 3 年度】

○強化週間: 令和 3 年 11 月 8 日 (月) から 11 月 14 日 (日)

○内容: 啓発ポスター優秀作品の表彰、啓発広告の掲載、
特別パトロールの実施

○実施主体: 奈良県不法投棄ゼロ作戦推進キャンペーン実行委員会



不法投棄ゼロ作戦啓発ポスター(令和 3 年度)

「不法投棄ゼロ作戦」推進大会

※平成 17~29 年度まで毎年開催 (平成 23 年度中止)

(2) 環境パトロール・「環境の日」街頭キャンペーン (廃棄物対策課、環境政策課) ※産業廃棄物税事業

環境月間 (6 月) の啓発事業として、県・県警・市町村・関係団体等が協働で、県内各地の環境パトロール、及び街頭キャンペーン (近鉄奈良駅周辺) を実施。毎年、約 200 名参加。

※令和 2、3 年度の環境パトロール及び街頭キャンペーンについては、
新型コロナウイルス感染症拡大防止のため中止。



環境パトロール出発式(R1.6)

(3) 一般社団法人奈良県産業廃棄物協会による不法投棄物の一斉撤去 (廃棄物対策課)

※産業廃棄物税事業

毎年 3 月に、一般社団法人奈良県産業廃棄物協会が市町村と連携して、不法投棄物の一斉撤去を実施 (県補助)。

(4)メディア広報（廃棄物対策課） ※産業廃棄物税事業

環境月間（6月）、不法投棄撲滅強化月間（11月）、不法投棄物一斉撤去の時期（3月）を重点広報期間とし、テレビCMの放送及び新聞広告の掲載により不法投棄撲滅の啓発を行っている。

(5)関連イベント

①クリーンアップならキャンペーン（環境政策課）

【令和元年度】 ※昭和61年度から毎年度開催

○開催日：令和元年9月1日（日）

○開催場所：県内に21コース（清掃活動）と落書き消去1箇所

○参加人数：約1万5千人

○実施主体：県、親切・美化奈良県民運動推進協議会、
「小さな親切」運動奈良県支部、
なら落書き防止活動ネットワーク

※令和2、3年度の統一実践日（9月第1日曜日）については、
新型コロナウイルス感染症拡大防止のため中止。



クリーンアップならキャンペーン出発式(R1.9)

②大和川一斉清掃

③川の清掃デー

④吉野川マナーアップキャンペーン

⑤「吉野川を守る会」河川愛護キャンペーン

5. 災害廃棄物処理対策の推進（廃棄物対策課）

県は、平成 21 年 8 月に、関係団体（一般社団法人奈良県産業廃棄物協会、奈良県一般廃棄物事業協同組合、一般社団法人奈良県解体工事業協会*1、一般社団法人奈良県建設業協会）と「地震等大規模災害時における災害廃棄物処理等の協力に関する協定書」及び「地震等大規模災害時における解体撤去等の協力に関する協定書」を締結。

また、紀伊半島大水害を教訓に、県・市町村長サミット「奈良モデル検討会」において、災害時の廃棄物処理に係る広域的な相互支援について検討され、平成 24 年 8 月に、県と県内全市町村及び関係一部事務組合により「災害廃棄物等の処理に係る相互支援に関する協定書」が締結された。

その後、平成 27 年度に策定した「奈良県災害廃棄物処理計画」に基づき、県・市町村等の広域的な相互支援体制の整備等を促進、市町村計画の策定促進等を目的とした「奈良県災害廃棄物対策連絡会（県・市町村担当部課長会議）」を設置（平成 28 年 6 月）。また、平成 29 年度には、「災害廃棄物対策本部」を新たに地域防災計画に位置づけるとともに、大規模災害発生時に被災市町村を緊急的に支援するため、「奈良県災害廃棄物処理緊急支援要員」（県職員対象）を任命するなど、大規模災害に備えた体制整備を進めている。

また、体制をより実効的なものにするため、平成 28 年度から災害廃棄物処理に特化した県・市町村合同による教育・訓練（基礎研修、ワークショップ、図上演習*2）を継続的に実施している。

※1 一般社団法人奈良県解体工事業協会との協定については、「被災した建築物等の解体・撤去等」を定めた現協定に、新たに「災害発生直後の 72 時間を目途とした被災者を救出するために行う建築物等の解体・撤去等」の項目を追加、統合し、平成 29 年 6 月に新協定として締結。（防災統括室所管）

※2 災害廃棄物関係者を主な対象とし、模擬的な大規模災害を想定した上で、災害廃棄物の処理に関する判断・議論等を行う図上演習

【県・市町村合同「教育・訓練」】

<令和元年度>

○第 1 回 令和元年 11 月 18 日： 災害廃棄物対策の基礎、ワークショップ 参加者 54 名（県 22 名、市町村等 32 名）

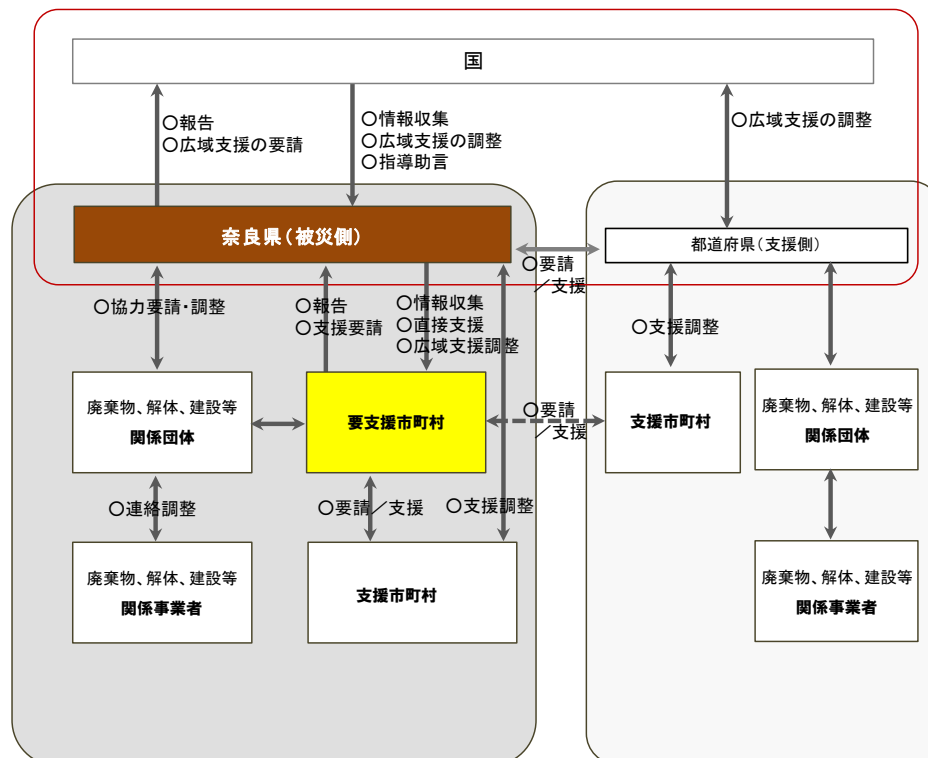
○第 2 回 令和 2 年 2 月 3 日： 災害廃棄物処理に係る図上演習の実施 参加者 47 名（県 25 名、市町村等 22 名）

<令和 2 年度>

○第 1 回 令和 2 年 10 月 19 日： 災害廃棄物対策の基礎、ワークショップ 参加者 41 名（県 17 名、市町村等 24 名）

○第 2 回 中止

【県内及び県外との支援体制（イメージ）】



6. 県・市町村の連携・協働(奈良モデル)による施策推進

6-1 ごみ処理広域化の促進 (環境政策課)

安定的なごみ処理の継続及び市町村の行財政運営の効率化を図るため、奈良モデル(県・市町村連携)プロジェクトとして、ごみ処理の広域化を促進している。平成29年度は「やまと広域環境衛生事務組合」において新たな広域施設が竣工した。また、平成28年4月に設立された2つの一部事務組合(山辺・県北西部広域環境衛生組合、さくら広域環境衛生組合)など、現在、県内3地域で広域化の動きが進んでいる。

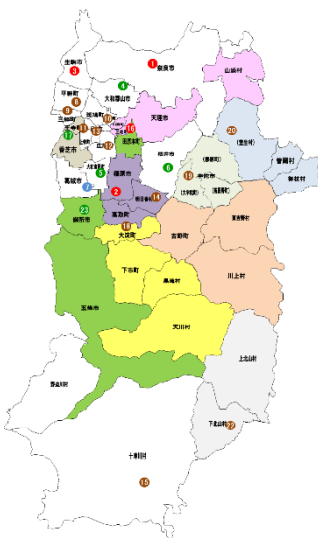
これまで県は、県・市町村長サミット等での情報共有を図りながら、広域化の枠組み(市町村構成)調整や、関係市町村による実現化に向けた専門的な調査への支援を行い、平成28年4月には、本県独自の施策として、ごみ処理広域化を促進するための「奈良モデル」補助金制度を創設・施行した。

現在進められている3地域の広域化の実現により、焼却施設数が約4割減(25施設→15施設)、1施設当たりの処理人口規模が約1.6倍(5.6万人/施設→9万人/施設)になると見込まれ、更に、平成30年度には、橿原・高市郡地域において広域処理に係る協定を締結された。また、県北部地域では、平成28年度から広域化に向けた勉強会を実施している。

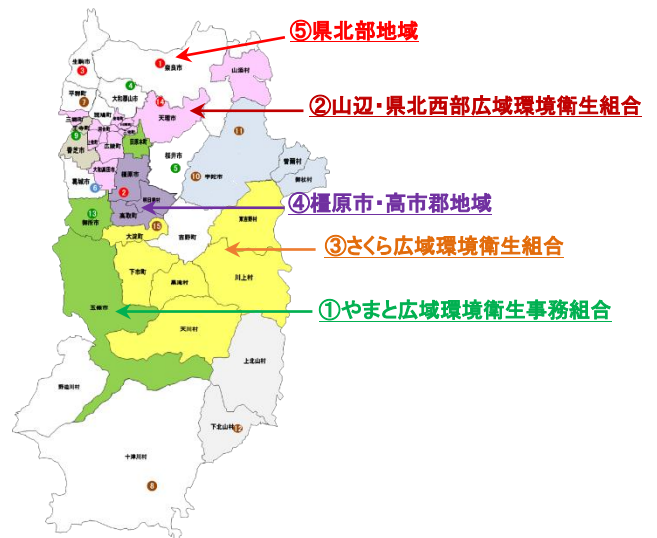
【広域化の動き】

- ①やまと広域環境衛生事務組合(平成24年8月設立):構成3市町(五條市、御所市、田原本町)
○進捗:平成29年6月竣工。令和元年6月中継施設(五條市)竣工。
- ②山辺・県北西部広域環境衛生組合(平成28年4月設立)
:構成10市町村(大和高田市、天理市、山添村、三郷町、安堵町、川西町、三宅町、上牧町、広陵町、河合町)
○進捗:平成28年度から環境影響調査、基本設計に着手。令和7年度の施設稼働を目指す。
- ③さくら広域環境衛生組合(平成28年4月設立):構成6町村(大淀町、下市町、黒滝村、天川村、川上村、東吉野村)
○進捗:平成28年度から基本計画、基本設計等を行い、令和2年度に施設整備等に着手。
令和5年度の施設稼働を目指す。
- ④橿原市・高市郡地域:構成3市町村(橿原市、高取町、明日香村)
○進捗:「一般廃棄物(可燃ごみ)の処理に関する協定」締結(平成30年11月)。高取町(平成31年1月～)、明日香村(平成31年4月～)のごみを橿原市の既存施設で処理開始。
- ⑤県北部地域:構成2市町(奈良市、斑鳩町)
○進捗:平成28年度から勉強会を開始。中間報告書作成(平成30年12月)。

◆平成29年度末時点【23施設】



◆新たな広域化(想定)【15施設】



6-2 災害廃棄物処理対策の推進

6-3 廃棄物の減量化・再生利用の推進

6-4 不法投棄・使用済家電等対策の強化